

大分市地域おこし協力隊員設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢化、人口減少社会の到来を迎える中、本市においてもこれに対応するため、特に高齢化や過疎化が進んでいる地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、大分市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を置く。

(活動)

第2条 隊員は、市及び地域住民と連携を密にし、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 地域コミュニティの維持及び活性化に関する活動
- (2) 地産地消の推進及び農林水産業の振興に関する活動
- (3) 地域資源の発掘及び活用、商品開発、販売の促進等に関する活動
- (4) 観光事業の企画及びイベントの推進、情報の発信等に関する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化に資するもので市長が必要と認めた活動

2 隊員は、勤務を要する時間以外の活動として、市長が認める範囲において、次に掲げる活動を行うことができる。

- (1) 地域協力活動に関連して実施するものであって、対価を得る活動
- (2) 隊員としての活動終了後の定住に向けた基盤づくりのために必要な活動

(身分等)

第3条 隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用される職員とする。

2 隊員は、市民部市民協働推進課に所属する。

(任用)

第4条 隊員は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから市長が任用する。

- (1) 地域協力活動を遂行できる能力を有すること。
- (2) 大分県外の都市地域又は一部条件不利地域（条件不利区域を除く。）から生活の拠点を本市へ移し、住民票を異動することに了承すること。（既に本市に定住又は定着している者を除く。）
- (3) 任期中に本市から住民票を異動しないことに了承すること。
- (4) 心身共に健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、積極的に活動できると。
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通免許を受けていること。

2 任用の期間は、通算で3年を限度とする。

(遵守事項)

第5条 隊員は、その職務を遂行するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域住民等との信頼関係の保持に努めること。

- (2) 地域協力活動に従事するときは、身分証明書（様式第1号）を常に携帯し、関係人からの求めに応じ、これを提示すること。
- (3) 地域協力活動の状況を地域おこし協力隊員活動日誌（様式第2号）に記録すること。
- (4) 地域協力活動を行った日の属する月の翌月10日までに、地域おこし協力隊員活動報告書（様式第3号）を作成し、地域協力活動内容を市長に報告すること。
- (5) 要請があったときは、活動報告会に出席し、必要に応じて地域協力活動の実施状況等について報告すること。

（経費の支給）

第6条 市長は、地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

（市の役割）

第7条 市は、隊員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる事項を行う。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員の活動に関する住民等への周知
- (3) 隊員としての活動終了後の定住支援
- (4) その他隊員の円滑な活動に関して必要な事項

（補則）

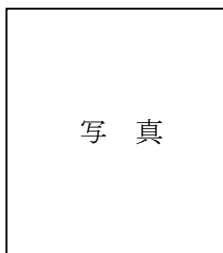
第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

身分証明書



氏 名

生年月日

上記の者は、大分市地域おこし協力隊員であることを証明する。

有効期限 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日
大分市長

印

様式第2号（第5条関係）

地域おこし協力隊員 活動日誌

隊員氏名

印

年 月 日 ()	天候	
活動時間		
活動場所		
活動経費		
活動内容		
特記事項		

大分市長 殿

地域おこし協力隊員 活動報告書

隊員氏名

⑩

報告年月	年 月分
今月の活動 内容総括	
翌月の活動 予定内容	
備考	